栃木県公共事業事前評価　自己評価書

【県土整備部　街路事業】

事業名	街路づくり事業
事業箇所	益子都市計画道路 ３・５・３号益子南通り 城内工区 益子町益子　L＝630m
事業主体	栃木県
事業担当課	県土整備部　都市整備課

Ⅰ　事業の概要

【概要・目的】

〇目的

- 都市計画道路３･５･３号益子南通りは、益子地区南部を東西に横断する都市の骨格を形成する道路であり、町の歴史的観光資源や市街地を結ぶとともに、にぎわいの創出や産業振興を支える重要な路線である。
- 本事業区間は、陶器市の開催路線であるほか、近隣の小中学校への通学路としても利用されているが、歩道が未整備であり、路肩には電柱が林立していることから、歩行者の安全確保が課題となっている。
- このため、現道拡幅による歩道整備及び無電柱化を実施し、安全で円滑な通行を確保するとともに、良好な街なみ景観の創出を図るものである。

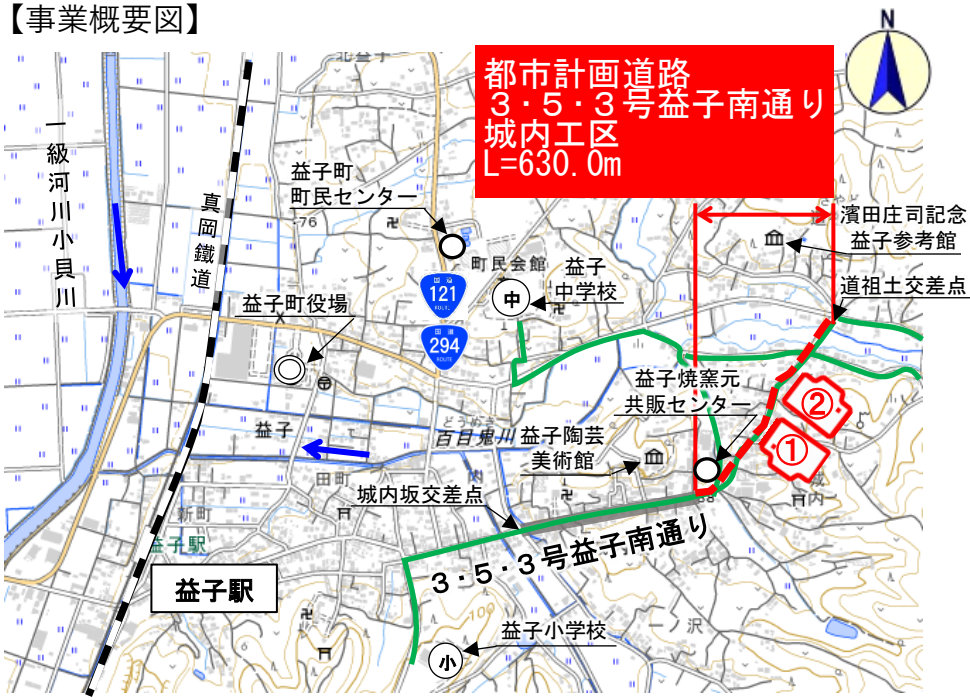
〇県計画の位置づけ

- 益子都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- とちぎ道づくりプログラム
- 県土づくりプラン２０２６
- 栃木県無電柱化推進計画

他計画・他事業との関連

- 益子都市計画マスタープラン（令和７年３月）
- 益子町立地適正化計画（令和５年３月）

【事業概要図】



出典：国土地理院ウェブサイト（https://maps.gsi.go.jp/）

【凡例】

事業箇所	
通学路	
完了箇所	

【位置図】



Ⅰ　事業の概要

【事業の必要性と効果及び影響】

事業の必要性

- 都市の骨格を担う道路として、都市計画決定された道路である
- 無電柱化により、観光資源となる良好な街なみ景観の創出
- 通学生徒や観光客等の歩行者及び自転車に対し、安全で円滑な通行空間の確保
- 都市防災機能の強化

事業により予想される効果及び影響

- 無電柱化により、良好な景観が形成され、中心市街地の活性化に寄与する。
- 現道の拡幅、歩道の整備及び無電柱化の実施により、安全で円滑な交通が確保される
- 災害発生時においても、車両等の通行が確保される。

①

［現況］起点を望む（陶器市通行状況）



②

［電柱の林立状況］終点を望む



Ⅰ 事業の概要

【事業内容】

【事業概要】

・都市計画道路３・５・３号益子南通りと整合した現道を拡幅し、両側に歩道を設置する計画である。

① 総延長 ：630m
② 計画交通量：2,365台／日
③ 道路区分 ：第４種第３級
④ 車線数 ：２車線
⑤ 標準幅員 ：15.0m
※車道3.0m×２
路肩1.5m×２
歩道3.0m×２

【事業見込額】

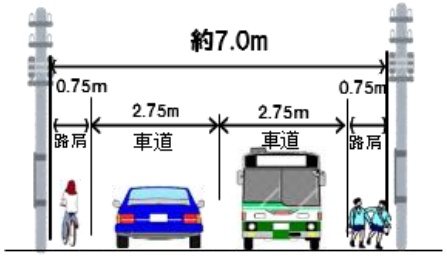
総事業費 約２９億円

【目標事業期間】

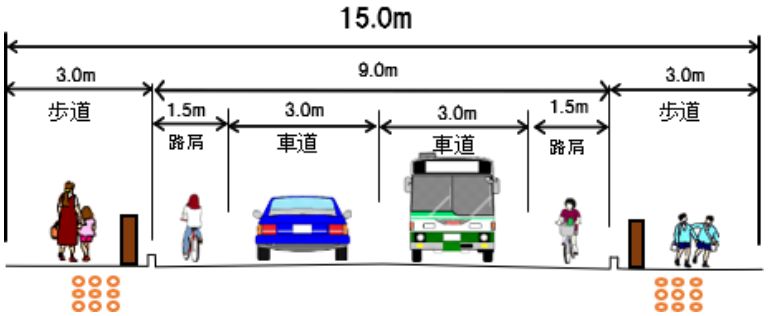
約１０年間

【横断図】

現況



計画



【事業概要図(詳細)】



Ⅱ 事業の評価

【評価の視点】

１事業の適時性

- 地元との合意や占用事業者などの関係機関との協議が整うなど、事業熟度が高まったことから、令和９年度から事業に着手する。

２ 事業の適地性

- 益子都市計画道路として決定された路線である。

３事業手法の適切性（県が事業主体となる理由等）

- 本都市計画道路は県道下大羽益子線と同一路線であり、道路管理者として、県が事業を実施する。

４事業コスト縮減等の可能性

- 再生材の利用や、建設発生土の公共工事間流用に努め、コスト縮減を図る。
- ライフサイクルコストの観点から、防草対策を行うことで、維持管理費用の縮減を図る。

【事業の投資効果】

１ 費用対効果分析結果

費用便益比 （B/C）	総便益（B）	総費用（C）
電共・交安事業のため対象外		

【事業の対応方針（案）】

本事業については、令和９年度より着手する。